



連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階

電話：0563-53-0220 FAX：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp

あいさん事務所便り

認知症になったら遺言はできないか？
～遺言が無効にならないために

◆認知症高齢者の激増

厚生労働省研究班の調査によると、2025年には認知症患者は700万人を超えるとのこと。また、認知症の前段階である軽度認知障害(MCI)の高齢者も約600万人になると推計されています。

つまり、65歳以上の3人に1人が認知症とその予備軍となる計算です。

◆元気なうちしか遺言は作れないが……

「まだまだ元気だから、遺言を書くのは早い」と考える方は多いと思いますが、「元気なうちしか遺言は作れない」が原則です。

「まだまだ元気だから」と思っているうちに認知症になってしまうと、遺言が作成できなかったり、後で遺言が無効とされたりするリスクが高まります。

では、認知症になったら一切有効な遺言を作れないのでしょうか？決してそんなことはありません。たとえ認知症になっても、本人の最後の意思は最大限尊重されるべきです。

本人のために遺言が有効となるよう、しっかりと事前の準備をすることで、本人の死後に遺言の有効無効を巡る悲惨な相続紛争が発生することを回避することもできます。

遺言能力を判断するための3つの考慮要素

◆裁判では3つの要素が重視される

裁判例でも、初期認知症の状態にある者の遺言能力は直ちに否定はされていません。理屈上は、7～10歳程度の意思能力あれば無効にはなりません。後から「遺言能力はあった」と証明することは困難です。

そのため、事前に資料を収集したり作成したりしておかないと、後に遺言無効を主張されるなどの紛争を誘発しかねません。

認知症が疑われる状態になってから遺言の作成をする場合は、本人の生前の遺言作成段階で、次の3つの判断要素を検討して準備する必要があります。

◆判断要素①「医学的見地」

一つめの医学的見地は、判断の基礎として最も重視される要素です。主治医の診断書、診療録、看護・介護記録、頭部画像所見(CT検査、MRI検査)、精神心理学的検査(改定長谷川式簡易知能評価スケール、ミニメンタルステート検査)などの資料に基づき、遺言時における遺言者の精神上の障害の存否、内容及びその程度を把握する必要があります。

医学的資料から、認知症の程度が中等度以上と読み取れる場合は、遺言が無効となる可能性は高いです。

◆判断要素②「遺言の内容・形式」

二つめは遺言の内容や形式の点です。遺言の内容が複雑・難解であれば、それを理解して遺言を作成するためには、高度の精神能力が必要とされるからです。

◆判断要素③「遺言の動機・理由の合理性など」

三つめは遺言者の学歴・性格、相続人との人間関係など多種多様な要素を含みますが、総合的に見て「その遺言が合理的かつ妥当なものかどうか」という価値判断です。裁判官の心理としても、内容が合理的な遺言であれば有効に、不合理であれば無効としたいと考えます。

有効な遺言作成と紛争予防のためのポイント

◆判断要素①「医学的見地」のポイント

まずは、長谷川式スケールを過信しないということです。裁判では、テスト結果の点数だけから認知症の有無や程度を測定することはなく、他の資料と合わせて総合的に判断されています。

また、認知症の程度が明確ではない微妙な案件では、介護保険の認定に利用する日常生活自立度が「自立」となっていたことが、遺言の有効性の決め手となった裁判例もあります。

認知症が軽度であったことを示す資料として、本人の状況等を録取した書面を作成したり、遺言作成の状況を録画・録音したりすることも考えられますが、不自然なものとならないように、遺言作成時点だけでなく、本人の日常の様子も残しておいた方が説得的です。

◆判断要素②「遺言の内容・形式」のポイント

周囲の者は色々なことを考えて、つい複雑な遺言を進めがちですが、あくまで本人の意思に沿った内容を、本人が理解できるレベルにまで簡易化することが大切です。

遺留分や税金など詳細な相続対策を犠牲にしても、「全財産を長男に相続させる」などの簡単な内容に留めることがポイントです。

また、形式面では、公証人によるチェックを受けられる公正証書遺言で作ることがベストです。自筆証書遺言による場合でも、今年7月に施行される「自筆証書遺言の保管制度」を利用すべきです。

◆判断要素③「遺言の動機・理由の合理性など」のポイント

裁判例において、認知症が軽度とはいえ意識能力がかなり低くても遺言を有効としているのは、「本人の面倒を見ていた者に多くを相続させる」など内容が合理的なものです。

遺言をした経緯が合理的で自然であることが分かる資料、具体的には本人の日記や手紙などの生活記録を収集整理しておくことも、遺言が無効になることを回避するポイントになるでしょう。

～当事務所よりひと言～

いよいよ、令和2年7月より、自筆証書遺言の保管制度が始まります。自筆証書遺言を持参すると、法務局が形式チェックを行い保管してくれる制度です。この制度により、自筆証書遺言の紛失や偽造の可能性がなくなり、方式違反で無効になることも減るものと思われます。

少なくとも10万円程度はかかる公正証書遺言の手数料に比べれば、保管制度の利用料は安価になりますので、遺言の活用が広がることを期待しています。

「遺言は元気なうちに作る」ことが大前提ではありますが、初期認知症のうちは諦めることはありません。その際は、今回のテーマである「遺言を無効にしない」「ご本人の最後の意思を実現する」ための3つの要素を考えて頂ければと思います。